

東日本大震災の介護保険統計への影響に関する調査分析

Survey Analysis Concerning Influence of the Great East Japan Earthquake on Long-term Care Insurance Statistics

宣 賢奎

Hyeon-kyu SEON

概要

本研究は、東日本大震災が介護保険統計にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにしたうえで、政府の統計政策等における今後の政策的課題への示唆を得ることを目的としたものである。

研究の結果、他の地域に比べて被災が相対的に大きかった被災地 3 県（岩手県・宮城県・福島県）において、介護保険統計のゆがみが確認できた。また、平成 23 年（2011 年）3 月から 5 月までのほぼ 3 か月の間に介護サービスの利用実績が大幅に落ちていたことも確認された。しかし、これらは「統計上」の減少であって、「実需」が落ちたわけではない。この統計上の齟齬が起きた理由についての仮説としては、この時期の交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等が考えられる。この傍証として、被災 3 か月後には、被災地 3 県における介護サービス受給者数、介護給付費、介護報酬の請求事業所数等が震災前の水準に戻っていることやこの期間中に被災地 3 県における第 1 号被保険者および要介護・要支援認定者があまり減っていないことがあげられる。

つまり、東日本大震災によって介護サービスの需給が減ったわけではない。したがって、政府、自治体、事業者、需要者などは統計上の数字を鵜呑みにしてはならない。ただ、仮説検証の結論まで至るのには今回の分析結果だけではやや早計なので、今後は複数の調査資料等を用いた複眼的かつ多面的な検証を行う必要がある。

キーワード：東日本大震災、介護保険統計、介護サービスの需給

Abstract

This study clarified what kind of influence the Great East Japan Earthquake disaster had on long-term care insurance statistics, and was intended to obtain suggestions for the problem of the future policy regarding statistics policies of the government. As a result of study, long-term insurance statistics confirmed a distortion in three prefectures of stricken areas (Iwate, Miyagi, and Fukushima) that suffered relatively more damage than other areas. In addition, it was confirmed that the actual use of long-term care services greatly decreased during approximately three months, from March to May, 2011.

However, these were decreases in "statistics", and "true demand" did not decrease. Hypotheses considered regarding reasons why this statistical disagreement occurred include obstacles and blockage of traffic access during this period, and defects in the provision of services offered by care providers. Evidence of this includes the number of long-term care service recipients in the above three prefectures of stricken areas, the amount of long-term care benefit expenses, and the number of establishments requesting remuneration for long-term care services returning to the same levels as the standards before the earthquake disaster, and that the number of first level insured in those three prefectures of stricken areas and the number of persons requiring long-term care did not decrease very much during the period three months after the disaster.

In other words the supply and demand for long-term care services did not decrease because of the Great East Japan Earthquake disaster. Therefore, the government, self-governing bodies, companies, and consumers must not accept without questioning a statistical number. In the future it is necessary to perform a multifaceted and multisided verification using such materials as data from multiple investigations, because it would be hasty to arrive at a hypothesis testing conclusion based only on the analysis results of this study.

Keywords : Great East Japan Earthquake, long-term care insurance statistics, supply and demand for long-term care services

目次

1. はじめに
 - 1.1 研究目的
 - 1.2 研究方法
 - 1.2.1 調査・分析に用いたデータ
 - 1.2.2 作業仮説
 - 1.2.3 作業仮説ごとの調査・分析内容
 - 1.2.4 仮説検証に用いた調査および調査時期
2. 研究結果
 - 2.1 被災地3県における「統計」のゆがみ
 - 2.2 被災地3県における介護サービスの需給状況
 - 2.2.1 介護サービス受給者数に及ぼした影響
 - 2.2.2 介護サービス受給者1人当たりの費用額に及ぼした影響
 - 2.2.3 介護給付費に及ぼした影響
 - 2.2.4 請求事業所数に及ぼした影響
3. 考察
4. 結論
5. 今後の研究の方向性および研究課題

1. はじめに

1.1 研究目的

本研究は、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災が介護保険制度下における介護保険事業統計にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにしたうえで、政府の統計政策における今後の政策的課題への示唆を得ることを目的としたものである。本研究では被災地 3 県（本研究では岩手県、宮城県、福島県の 3 県とする）における現地ヒヤリング調査に基づいて 6 つの作業仮説を立て、厚生労働省の介護保険事業統計を用いて平成 23 年（2011 年）3 月前後の統計のゆがみと介護サービスの需給状況を明らかにする。そのうえで、統計からわかった被災地の介護サービス需給の特徴を考察する。

1.2 研究方法

1.2.1 調査・分析に用いたデータ

介護保険事業統計を公表している厚生労働省および政府統計の総合窓口（e-Stat）から①介護保険事業状況報告、②介護給付費実態調査、③介護サービス施設・事業所調査のデータを入手して、平成 24 年（2012 年）12 月から平成 25 年（2013 年）1 月にかけて次に掲げる作業仮説に基づき、東日本大震災が介護保険事業統計に及ぼした影響について分析を行った。分析に際しては、主として「介護保険事業状況報告（年報）」および「介護保険事業状況報告（暫定版）」のデータを用いたが、一部のデータについては「介護給付費実態調査（月報）」および「介護サービス施設・事業所調査」のデータを用いた。

1.2.2 作業仮説

本研究における作業仮説とその仮説を検証するために用いた調査は表 1 のとおりである。なお、作業仮説は被災地 3 県における日下・大澤のヒヤリング調査⁽¹⁾に基づいて行った。

表 1 作業仮説および調査名

作業仮説（注）	調査名および調査年度
1. 交通アクセスの支障や遮断等によって要介護認定調査の申請が減少し、介護保険の被保険者数が減少した。	・介護保険事業状況報告年報 （平成 19 年 4 月～平成 24 年 4 月） ・介護保険事業状況報告月報〔暫定〕 （平成 23 年 1 月～12 月）
2. 交通アクセスの支障や遮断等によって市町村の要介護認定調査が滞り、要介護・要支援認定者数が減少した。	・介護保険事業状況報告年報 （平成 19 年 4 月～平成 24 年 4 月） ・介護保険事業状況報告月報〔暫定〕 （平成 23 年 1 月～12 月）
3. ①交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、介護サービス受給者数が減少した。②また、交通アクセスの支障や遮断等の影響を受けやすい居宅サービス受給者が施設サービス受給者に比べて相対的に多く減少した。③さらに、避難が困難であったと考えられる重度要介護者の死亡等により、重度要介護者の介護サービス利用が減少した。	・介護保険事業状況報告年報 （平成 19 年 4 月～平成 24 年 4 月） ・介護保険事業状況報告月報〔暫定〕 （平成 23 年 1 月～12 月）

4. 交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、受給者1人当たりの介護サービス利用量、つまり受給者1人当たりの介護サービス利用額が減少した。	・介護給付費実態調査年報 (平成19年5月～平成24年5月) ・介護給付費実態調査月報 (平成23年1月～12月)
5. 介護サービス受給者数および1人当たりの介護サービス利用量の減少により、介護給付費が減少した。	・介護保険事業状況報告年報 (平成19年5月～平成24年5月) ・介護保険事業状況報告月報〔暫定〕 (平成23年1月～12月)
6. 介護サービス事業所および介護施設の全半壊、介護サービス受給者の減少により、介護報酬の請求事業所が減少した。	・介護サービス施設・事業所調査 (平成19年9月～平成23年9月)

(注) 被災地3県(岩手県・宮城県・福島県)における作業仮説である。

1.2.3 作業仮説ごとの調査・分析内容

東日本大震災が介護保険事業統計に及ぼした影響を複眼的・多面的に明らかにするため、作業仮説ごとに調査項目を細分化して地域比較、時系列比較を行った。それぞれの項目について、都道府県、市町村(保険者)別、年次別、月次別に集計して被災地3県における介護サービスの需給状況を明らかにした。そのうえ、介護サービスの需給状況はサービス別、要介護度別に異なるという作業仮説を検証するため、サービス別(居宅サービス〔介護予防を含む〕、地域密着型サービス、施設サービス)、要介護度別(要支援1・2、要介護1～5)の需給状況についても集計して分析を行った。

表2 作業仮説および調査項目

作業仮説	調査項目 (注1)	分析状況 (◎:分析済、○:データ集計中、×:データ未公開)						
		都道府県別 (注2)	市町村別 (注3)	年次別 (注4)		月次別 (注5)		
				都道府県	市町村	都道府県	市町村	
1	第1号被保険者数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2	要介護・要支援認定者数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3	受給者数	①総数	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		②サービス別	○	○	○	○	○	○
		③要介護度別	○	○	○	○	○	○
4	受給者1人当たりの費用額	①総数	◎	○	◎	○	◎	○
		②サービス別	○	×	○	×	○	×
5	介護給付費	①総数	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		②サービス別	○	○	○	○	○	○
6	介護報酬の請求事業所数	①総数	◎	×	◎	×	○	×
		②サービス別	◎	×	◎	×	○	×

- (注) 1. 被災地3県(岩手県・宮城県・福島県)における作業仮説である。
2. 都道府県別は47すべての都道府県である。
3. 市町村別は被災地3県(岩手県・宮城県・福島県)におけるすべての市町村である。
4. 年次別は平成19年(2007年4月末)から平成24年(2012年4月末)とする。
5. 月次別は平成23年(2011年1月～2011年12月)とする。

なお、平成 25 年（2013 年）10 月末時点の作業仮説ごとの分析状況は表 2 のとおりである。都道府県別の分析はかなり進んでいるが、統計の欠落または未公表のためデータ入手が困難な市町村別の一部の項目についてはデータ集計ができず、分析が進んでいない。サービス別および要介護度別のデータは現在集計中である。

1.2.4 仮説検証に用いた調査および調査時期

東日本大震災が介護サービスの需要に及ぼした影響を明らかにするため、「介護保険事業状況報告」および「介護給付費実態調査（月報）」のデータを用いて介護サービス受給者数（仮説 3）、介護サービス受給者 1 人当たりの費用額（仮説 4）、介護給付費（仮説 5）の年次・月次推移を時系列的に分析した。東日本大震災が発生した平成 23 年（2011 年）3 月前後の介護サービスの需要状況を明らかにすべく、年次推移は平成 19 年（2007 年）5 月から平成 24 年（2012 年）5 月までの期間中、月次推移は平成 23 年（2011 年）1 月から 12 月までの期間中の推移をみた。

また、東日本大震災が介護サービスの供給に及ぼした影響を明らかにするため、「介護サービス施設・事業所調査」を用いて平成 19 年（2007 年）9 月から平成 23 年（2011 年）9 月までの期間中の請求事業所数、つまり介護サービス事業所および介護保険施設数（仮説 6）の状況を分析した。

2. 研究結果

紙幅の都合にて、前掲の〈表 1〉に示したすべての作業仮説についての掲載は割愛し、東日本大震災の影響の度合いが相対的に大きかったと考えられる項目についてのみ紹介する。すなわち、紹介する項目は①介護サービス受給者数（仮説 3）、②受給者 1 人当たりの費用額（仮説 4）、③介護給付費（仮説 5）、④請求事業所数（仮説 6）の一部の項目である。

2.1 被災地 3 県における「統計」のゆがみ

東日本大震災による介護保険事業統計のゆがみは、被災地 3 県における 16 保険者の統計の欠落から確認できる。岩手県の 2 保険者（陸前高田市、大槌町）、宮城県の 2 保険者（山元町、女川町）、福島県の 12 保険者（田村市、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）において介護保険事業統計の一部が欠落している。統計のゆがみが生じている期間は、被災直前の平成 23 年（2011 年）2 月から平成 24 年（2012 年）5 月までの期間である。その期間は、介護保険事業統計の種別と保険者によって異なるが、最短で 1 か月、最長で 16 か月となっている（表 3）。ちなみに、最短は福島県桑折町、最長は福島原子力発電所から最も近い福島県富岡町である。

原状回復までの期間も介護保険事業統計の種別と保険者によって異なる。津波の被害が大きかった岩手県と宮城県の 4 保険者（陸前高田市、大槌町、山元町、女川町）は、すべての介護保険事業統計が平成 23 年（2011 年）10 月までに原状回復している。しかし、原子

力発電所の事故による放射線漏れの被害に見舞われた福島県の保険者は相対的に回復が遅く、富岡町に至っては原状回復までに16か月もかかっている。なお、被災地3県における一部の保険者では震災前の平成23年（2011年）2月の統計が集計されていないが、これは震災とは別の要因によるものであると考えられる。

表3 被災地3県における介護保険事業統計の欠落状況

統計	都道府県	市町村 (保険者)	統計欠落の期間（網掛けの月）																
			平成23年												平成24年				
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
第1号被保険者	岩手県	陸前高田市																	
		大槌町																	
	宮城県	山元町																	
		女川町																	
	福島県	田村市																	
		桑折町																	
		広野町																	
		楢葉町																	
		富岡町																	
		川内村																	
		大熊町																	
		双葉町																	
		浪江町																	
		葛尾村																	
飯館村																			
要介護・要支援認定者	岩手県	陸前高田市																	
		大槌町																	
	宮城県	山元町																	
		女川町																	
	福島県	田村市																	
		桑折町																	
		広野町																	
		楢葉町																	
		富岡町																	
		川内村																	
		大熊町																	
		双葉町																	
		浪江町																	
		葛尾村																	
飯館村																			
介護サービス受給者	岩手県	陸前高田市																	
		大槌町																	
	宮城県	山元町																	
		女川町																	
	福島県	田村市																	
		桑折町																	
		広野町																	
		楢葉町																	
		富岡町																	
		川内村																	
		大熊町																	
		双葉町																	
		浪江町																	
		葛尾村																	
新地町																			
飯館村																			
介護給付費	岩手県	陸前高田市																	
		大槌町																	
	宮城県	山元町																	
		女川町																	
	福島県	田村市																	
		桑折町																	
		広野町																	
楢葉町																			

表 5 岩手県の主な被災市町村における受給者数の対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
岩手県平均	4.3	3.8	4.1	△8.1	16.2
宮古市	5.3	2.3	16.8	△29.6	52.6
大船渡市	1.4	1.0	7.1	△72.4	244.2
陸前高田市	4.8	6.4	3.3	—	—
釜石市	△0.9	2.0	2.1	△36.0	56.1
大槌町	1.9	2.9	2.6	—	—
山田町	2.7	9.0	△1.9	△94.0	1377.3

図 2 岩手県の被災市町村

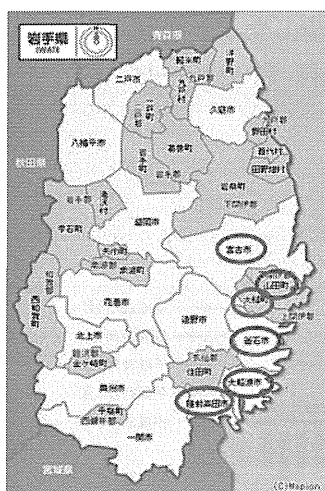


図 3 宮城県への被災市町村



図 4 福島県の被災市町村



同じ状況が宮城県でも確認できるが、津波の被害が大きかった沿岸部の石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、山元町、南三陸町などの受給者数の減少率が県内の他の市町村に比べて相対的に高い (図 3 および表 6)。

表 6 宮城県の主な被災市町村における受給者数の対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
宮城県平均	3.2	4.2	4.1	△14.8	28.5
石巻市	5.6	3.9	5.4	△66.1	197.3
気仙沼市	6.2	6.6	27.8	△59.6	156.4
名取市	2.5	0.8	2.3	△34.5	59.0
多賀城市	7.7	3.1	5.4	△21.8	50.2
岩沼市	4.7	6.1	5.2	△36.5	74.6
山元町	1.0	8.3	4.6	△46.3	74.7
女川町	3.6	4.3	6.5	—	—
南三陸町	3.4	2.3	2.4	△77.4	304.9

同様に、福島県においても大震災の影響が如実に現れている。津波の被害が大きかった沿岸部と放射線漏れの問題で全村避難を余儀なくされた市町村を中心に受給者数が大幅に

減少している。すなわち、相馬市、南相馬市、浪江町、葛尾村、飯館村などである。統計が欠落している田村市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町などでは減少が想定される（図4および表7）。

表7 福島県の主な被災市町村における受給者数の対前年同月比（%）

	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
福島県平均	4.3	4.8	4.9	△7.9	17.3
相馬市	3.2	0.2	7.0	△25.3	41.9
田村市	3.4	2.8	3.5	—	—
南相馬市	1.1	4.3	5.2	△91.1	1,095.8
広野町	0.8	△29.1	47.4	—	—
檜葉町	9.5	△3.3	23.9	—	—
富岡町	13.1	3.7	6.3	—	—
川内村	△3.5	△5.0	△7.6	—	—
大熊町	6.9	△1.9	9.7	—	—
双葉町	11.5	12.4	△0.4	—	—
浪江町	8.3	5.0	11.5	△89.2	1,016.0
葛尾村	△18.6	8.8	11.3	△88.4	1,025.0
飯館村	15.4	△5.1	△0.4	△7.6	22.4

2.2.2 介護サービス受給者1人当たりの費用額に及ぼした影響（仮説4の検証）

交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、被災地3県において平成23年（2011年）3月の受給者1人当たりの介護サービス利用量、つまり受給者1人当たりの介護サービス費用額が減少したことが明らかになった（図5および表8）。年次推移分析に用いたデータは、現物給付（3月サービス分）と償還給付（4月支出決定分）の合算である毎年5月審査分である。ちなみに、この合計額には介護予防サービスの費用額は含まれていない。なお、市町村別の介護サービス受給者1人当たりの費用額は公表されていないため、集計・分析できなかった。

図5 都道府県別の介護サービス受給者1人当たりの費用額の対前年同月比（%）

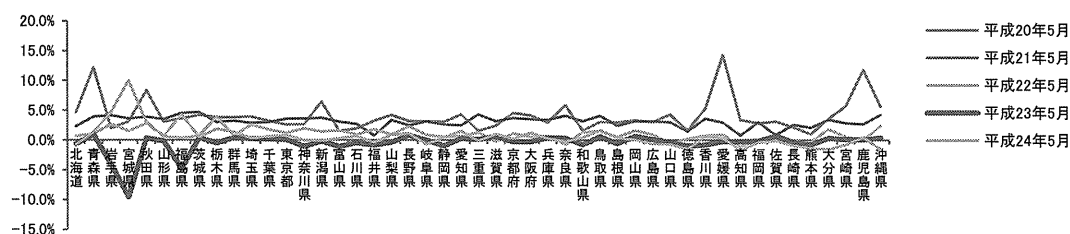


表8 被災地3県における介護サービス受給者1人当たりの費用額の対前年同月比（%）

	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
全国平均	3.9	3.2	1.0	△0.4	0.6
岩手県	2.0	4.1	2.7	△4.1	4.8

宮城県	3.1	3.6	1.5	△9.6	10.0
福島県	3.6	4.5	0.3	△4.8	4.3

2.2.3 介護給付費に及ぼした影響（仮説5の検証）

介護サービス受給者数および1人当たりの介護サービス利用量の減少により、被災地3県において平成23年（2011年）3月の介護給付費が減少したことが明らかになった（図6および表9）。年次推移分析に用いたデータは、現物給付（3月サービス分）と償還給付（4月支出決定分）の合算である毎年5月審査分である。

図6 都道府県別の介護給付費の対前年同月比（%）

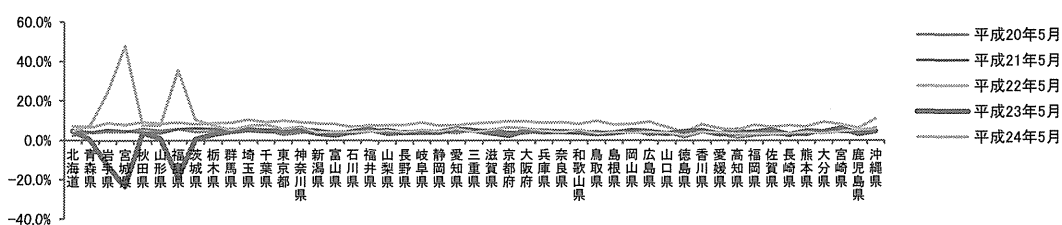


表9 被災地3県における介護給付費の対前年同月比（%）

	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
全国平均	3.9	4.5	8.5	3.2	6.5
岩手県	4.4	5.5	8.9	△12.8	24.6
宮城県	4.3	4.9	7.9	△23.5	48.0
福島県	5.8	5.9	9.0	△18.7	35.6

被災地3県における介護給付費の年次推移をみると、大震災が起きた平成23年（2011年）3月の介護給付費が減少したことが確認できる。岩手県の場合、津波の被害が大きかった沿岸部の宮古市、大船渡市、釜石市、山田町などの介護給付費の減少率が県内の他の市町村に比べて相対的に高い（表10）。陸前高田市と大槌町の場合、統計の欠落によって増減率を把握できないが、諸状況から類推すると介護給付費がかなり減っていると想定される。

表10 岩手県の主な被災市町村における介護給付費の対前年同月比（%）

	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
岩手県平均	4.4	5.5	8.9	△12.8	24.6
宮古市	10.0	3.7	22.4	△37.7	78.5
大船渡市	3.4	3.6	14.0	△66.9	202.5
陸前高田市	5.7	7.1	4.5	—	—
釜石市	△1.2	0.7	8.0	△35.3	59.1
大槌町	3.3	1.7	7.6	—	—
山田町	5.8	10.9	3.2	△92.3	1,067.7

同じ状況が宮城県でも確認できる。津波の被害が大きかった沿岸部の石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、山元町、南三陸町などの介護給付費の減少率が県内の他の市町村に比べて相対的に高い（表 11）。

表 11 宮城県の主な被災市町村における介護給付費の対前年同月比（％）

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
宮城県平均	4.3	4.9	7.9	△23.5	48.0
石巻市	5.8	8.6	5.6	△55.7	143.5
気仙沼市	5.0	4.4	36.5	△56.7	147.4
名取市	1.5	2.5	1.6	△38.5	73.2
多賀城市	7.6	4.7	6.8	△33.3	76.0
岩沼市	9.8	5.5	9.6	△39.2	84.7
山元町	2.0	13.1	8.5	△46.0	82.9
女川町	2.4	9.4	7.2	—	—
南三陸町	△2.1	9.1	9.8	△62.9	201.8

同じく、福島県においても大震災の影響が強く現れている。津波の被害が大きかった沿岸部と放射線漏れの問題で全村避難を余儀なくされた市町村を中心に介護給付費が大幅に減少している。すなわち、相馬市、南相馬市、浪江町、葛尾村、飯館村などである。統計が欠落している田村市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町などでは減少が想定される（表 12）。

表 12 福島県の主な被災市町村における介護給付費の対前年同月比（％）

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
福島県平均	5.8	5.9	9.0	△18.7	35.6
相馬市	5.0	3.0	10.2	△32.6	65.6
田村市	6.8	7.3	9.3	—	—
南相馬市	6.5	4.4	7.8	△90.5	1,158.9
広野町	13.0	1.4	8.6	—	—
檜葉町	17.6	△1.6	2.8	—	—
富岡町	23.7	6.3	10.5	—	—
川内村	△11.3	2.4	△3.8	—	—
大熊町	8.4	0.2	15.3	—	—
双葉町	4.5	17.8	8.0	—	—
浪江町	6.8	8.8	10.6	△90.2	1,329.0
葛尾村	△8.6	1.3	17.1	△76.7	686.7
飯館村	10.1	△6.0	10.8	△22.1	95.1

2.2.4 請求事業所数に及ぼした影響（仮説 6 の検証）

介護サービス事業所および介護施設の全半壊、介護サービス受給者の減少により、平成 23 年（2011 年）3 月の介護報酬の請求事業所数が含まれている平成 23 年（2011 年）9 月末

日時点の請求事業所が岩手県と宮城県において減少したことが明らかになった（図 7 および表 13）。

図 7 都道府県別の請求事業所数の対前年同月比（％）

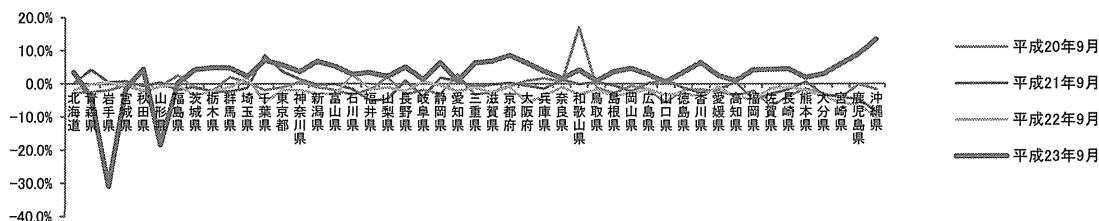


表 13 都道府県別の請求事業所数の対前年同月比（％）

	平成 20 年 9 月	平成 21 年 9 月	平成 22 年 9 月	平成 23 年 9 月
全国平均	△0.8	△1.8	△3.2	5.2
岩手県	△1.8	0.5	0.6	△30.8
宮城県	△0.4	0.8	△0.6	△1.5
福島県	2.6	△1.8	△0.3	0.3

3. 考 察

今回の調査分析の結果、以下のことが明らかになった。東日本大震災の被災の程度が他の地域に比べて相対的に大きかった被災地 3 県において、介護保険事業統計にゆがみが生ずるとともに（前掲の表 3）、平成 23 年（2011 年）3 月から 5 月までのほぼ 3 か月の間に介護サービスの利用実績が大幅に落ちていた（別表 3）。

しかし、これは「統計上」の減少であって、「実需」が落ちたわけではない。この統計上の齟齬が起きた理由についての仮説としては、この時期の交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等が考えられる。この傍証として、被災 3 か月後には、被災地 3 県における介護サービス受給者数、介護給付費、介護報酬の請求事業所数等が震災前の水準に戻っていること（別表 5）や平成 23 年（2011 年）3 月から 5 月までのほぼ 3 か月の間に被災地 3 県における第 1 号被保険者や要介護・要支援認定者等があまり減っていないことがあげられる（別表 1 および別表 2）。

また、介護保険事業統計の種別によっては震災直前の月の平成 23 年（2011 年）1 月から 2 月にかけても対前月同比で減少している都道府県も多い。この期間中の減少は季節的な要因によるものであると考えられる。つまり、冬季の寒さなどによる介護サービスの利用減（自然減）である可能性が高い。ただ、「都道府県別の受給者 1 人当たりの費用額」の状況を例にとって見ると、平成 23 年（2011 年）1 月から 12 月までの 1 年間において季節に関係なく 1 人当たりの費用額が増減を繰り返しているため、その要因が必ずしも季節的な要因であるとは言えないという状況も見られる（別表 4）。紙幅の都合でその他の介護保険事業統計については触れないが、このような状況は他の介護保険事業統計においても見られる。

さらに、統計上では震災後に介護サービスの利用者が減少しているように見えるが、年次別の時系列分析結果からすると、それは見かけ上の一時的な減少であると言える。介護サービスの利用実績が現れている被災地3県における平成23年（2011年）4月末または5月末時点の介護保険事業統計は、介護保険事業統計の種別と保険者別では若干の時間差はあるものの、その翌年の平成24年（2012年）4月末または5月末時点にはほぼ原状回復（反動増も見られる）している（前掲の表4～表12参照）。つまり、年単位で見れば介護サービスの利用者が減少しているとは言えない状況が確認できる。ただ、震災死した要介護者の減少による介護サービスの利用減が考えられるため、東日本大震災が介護保険事業統計にあまり影響を及ぼしていないと結論づけるのも早計過ぎる。

請求事業所数についても見ても、平成23年（2011年）9月末時点の減少（前掲の表13）は介護サービス受給者の減少による請求事業所の一時的な減少であり、居宅サービス事業所（地域密着型サービスを含む）および介護保険施設そのものが減少（倒産または閉鎖）したとは言いがたい。平成24年（2012年）9月末時点の統計は本稿執筆時点ではまだ公表されていないため、その後の増減の状況は確かめられないが、上記で考察したその他の介護保険事業統計の状況から類推すると原状回復している可能性が高い。

上記の分析結果から言えることは、介護保険事業統計のゆがみの要因を東日本大震災にだけ求めるのは早計過ぎるということである。したがって、同期間中の介護サービスの利用実績をさらに詳しく把握して介護保険事業統計のゆがみの要因をより明確に明らかにするためには、今回の調査分析に用いた介護保険事業統計以外の複数の統計資料を組み合わせる必要がある。

ちなみに、介護保険事業統計のゆがみについて附言すると、被災地3県のなかで統計の欠落が確認されなかった保険者においても統計のゆがみが見られる。つまり、介護保険事業統計の種別と保険者によって1～2か月のタイムラグはあるものの、平成23年（2011年）2月から平成24年（2012年）5月までの期間中に統計の欠落が確認できる。これは、この時期の交通アクセスの支障や遮断等により、要介護認定、介護サービスの提供など、介護保険事業統計にかかわる通常の業務ができなかったことに起因していると考えられる。

4. 結論

本研究の結果、介護保険事業統計に見られる数字の減少は統計のゆがみによる「統計上」の減少であり、実際には介護サービスの利用実績が減っていない可能性が高いということが示唆された。つまり、東日本大震災によって介護サービスの需給が減少したわけではない。したがって、政府、自治体、事業者、需要者などは統計上の数字を鵜呑みにしてはならない。ただ、仮説検証の結論まで至るのには今回の分析結果だけではやや早計なので、今後は複数の調査資料等を用いた複眼的かつ多面的な検証を行う必要がある。

つまるところ、要介護者の個票データによる詳細な分析が望まれる。被災地3県における要介護者の個票データを今後深く追求することで、統計の欠落を是正するとともに、居

住地域に合ったより実効性の高い防災・震災対策が講じられると思われる。

5. 今後の研究の方向性および研究課題

東日本大震災の被災状況を調べた諸調査—国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果について」、水産庁「東日本大震災について～漁場施設の被害状況調査について～」、社団法人日本水道協会「平成23年(2011年)東日本大震災水道施設被害等現地調査団報告書」など—によると、同一の市区町村においても、住民の居住地域(地区)によって被災の程度が異なるということが確認できる。

したがって、今後の研究においては要介護者の居住地域による被災状況と介護サービスの利用状況を把握する必要があると思われる。今回の研究では厚生労働省からの個票データが入手できなかったため、その状況の把握ができなかった。個票データを用いた居住地域ごとの要介護者の介護サービス利用状況を把握することで、居住地域に合ったより実効性の高い防災・震災対策が講じられるだろう。

今後の研究においては、防災・震災対策のための基礎資料を提供すべく、サービス別、要介護度別の介護サービスの利用状況の分析を進めるとともに(表14)、東日本大震災によって転院・転居などを余儀なくされたと推察される要介護者の震災後の移動状況の把握に取り組みたい。その際は、総務省統計局の東日本大震災関連情報—「平成22年国勢調査 小地域概数集計」(平成23年7月12日更新公表)、「平成22年国勢調査 人口等基本集計結果」(平成23年7月27日公表)、「平成22年国勢調査 小地域集計および産業等基本集計」(平成23年12月20日公表)、「住民基本台帳人口移動報告」(平成24年12月27日更新公表)など—に関する統計調査等を活用しながら進める予定である。これらの人口動態調査を用いると被災地3県における震災後の死亡者数(震災死)、死亡者に占める要介護者の割合等の把握が可能になると思われる。しかし、要介護者の移動状況をより正確かつ多面的に把握するには要介護者の個票データに基づく分析が必要不可欠となろう。幸い、平成25年(2013年)9月に厚生労働省から個票データを入手できたので、現在これらの分析を進めているところである。

表14 今後取り組む予定の作業仮説別の調査項目

作業仮説	調査項目
1	現時点ではなし
2	現時点ではなし
3	【仮説3】②また、交通アクセスの支障や遮断等の影響を受けやすい居宅サービス受給者が施設サービス受給者に比べて相対的に多く減少した。③さらに、避難が困難であったと考えられる重度要介護者の死亡等により、重度要介護者の介護サービス利用が減少した。 【データ集計・分析項目】サービス別・要介護度別の受給者数
4	【仮説4】交通アクセスの支障や遮断等、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、受給者1人当たりの介護サービス利用量、つまり受給者1人当たりの費用額が減少した。 【データ集計・分析項目】サービス別・要介護度別の受給者1人当たりの費用額

5	<p>【仮説 5】介護サービス受給者数および1人当たりの介護サービス利用量の減少により、介護給付費が減少した。</p> <p>【データ集計・分析項目】サービス別・要介護度別の介護給付費</p>
6	<p>【仮説 6】介護サービス事業所および介護施設の全半壊等により、在宅介護事業所および介護施設、つまり介護報酬の請求事業所数が減少した。</p> <p>【データ集計・分析項目】サービス別・事業主体別（注）の請求事業所数</p> <p>〔注〕事業主体は、社会福祉法人（社協以外）、社会福祉法人（社協）、医療法人、民法法人（社団・財団）、営利法人、非営利法人（NPO）、農協、生協、その他法人、地方公共団体（都道府県）、地方公共団体（市町村）、地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）、非法人、その他である。</p> <p>※ただし、厚生労働省からデータ（都道府県別の介護報酬の請求事業所数および被災地 3 県における市町村別の介護報酬の請求事業所数）の入手ができた場合に行う。</p>

【謝辞】本研究は、平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金（研究代表者：吉田浩）に基づく研究成果の一部である。記して感謝する次第である。なお本研究は、宣賢奎「東日本大震災の介護保険事業統計への影響に関する調査分析」（平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金『東日本大震災等による医療・保健分野の統計調査の影響に関する高度分析と評価・推計』調査報告書、pp.43-67、2013 年）を修正加筆したものである。

注

(1) 日下輝美・大澤理沙「東日本大震災の介護保険事業統計への影響に関する調査分析—南三陸町ヒヤリング調査報告—」（平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金『東日本大震災等による医療・保健分野の統計調査の影響に関する高度分析と評価・推計』調査報告書、pp.68-84、2013 年）を参照されたい。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定版）」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329-1.html>
- 厚生労働省「介護給付費実態調査（月報）」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/45-1b.html>
- 厚生労働省（e-Stat）「介護サービス施設・事業所調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do? toGL08020101_&tstatCode=000001029805&requestSender=dsearch
- 国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果について」
http://www.mlit.go.jp/report/press/city07_hh_000053.html
- 社団法人日本水道協会「平成 23 年（2011 年）東日本大震災水道施設被害等現地調査団報告書」
http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_18.html
- 水産庁「東日本大震災について～漁場施設の被害状況調査について～」
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/120727.html>
- 総務省（e-Stat）「平成 22 年国勢調査 小地域概数集計」
<http://www.e-stat.go.jp/estat/html/NewList/000001039448/NewList-000001039448.html>
- 総務省（e-Stat）「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計結果」
<http://www.e-stat.go.jp/estat/html/NewList/000001039448/NewList-000001039448.html>
- 総務省（e-Stat）「平成 22 年国勢調査 小地域集計および産業等基本集計」
<http://www.e-stat.go.jp/estat/html/NewList/000001039448/NewList-000001039448.html>
- 総務省「住民基本台帳人口移動報告」
<http://www.stat.go.jp/data/idou/index.htm>
- 「マピオン」（<http://www.mapion.co.jp/map/japan.html>）

【別表】

<別表1> 都道府県別の第1号被保険者の対前月比(%)

平成23年(2011年)

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
青森県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
岩手県	-0.1	-3.6	-0.4	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	1.3	2.1	0.1
宮城県	0.0	0.0	-1.1	-0.6	-0.1	-0.9	0.0	0.0	0.6	1.0	0.2	0.1
秋田県	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
山形県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
福島県	-0.1	-2.9	-1.0	-0.9	-0.7	-0.4	2.4	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
茨城県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2
栃木県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
群馬県	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1
埼玉県	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
千葉県	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
東京都	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
神奈川県	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
新潟県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
富山県	0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2
石川県	0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1
福井県	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
山梨県	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
長野県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
岐阜県	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
静岡県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
愛知県	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
三重県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
滋賀県	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
京都府	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
大阪府	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
兵庫県	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
奈良県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2
和歌山県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1
鳥取県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
島根県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
岡山県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
広島県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
山口県	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
徳島県	0.0	0.0	-0.1	-0.2	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
香川県	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
愛媛県	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
高知県	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
福岡県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
佐賀県	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2
長崎県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
熊本県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
大分県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
宮崎県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
鹿児島県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
沖縄県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
全国平均	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2

<別表 2> 都道府県別の要介護（要支援）認定者の対前月比（％）

平成 23 年（2011 年）

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	0.0	0.5	0.5	0.4	0.1	0.8	0.5	0.4	0.5	0.2	0.5	0.4
青森県	-0.2	0.2	0.3	-0.1	0.4	0.7	0.4	0.3	0.5	0.1	0.3	0.1
岩手県	-0.2	-3.1	-1.0	0.0	-0.3	1.1	0.8	0.6	0.8	1.5	2.1	0.0
宮城県	0.0	0.6	-2.5	-2.0	-0.7	1.5	1.5	1.2	2.2	2.6	-0.3	0.3
秋田県	0.2	0.1	0.3	0.2	0.4	0.5	0.4	0.6	0.3	0.1	0.0	0.2
山形県	0.2	0.4	0.5	-0.1	0.2	0.6	0.5	0.2	0.3	0.3	0.1	0.0
福島県	-0.1	-2.4	-1.6	-1.4	-0.2	1.4	2.0	1.5	0.8	0.5	0.6	0.2
茨城県	0.0	0.4	0.1	0.4	0.2	0.8	0.6	0.6	0.6	0.2	0.6	0.1
栃木県	0.0	0.8	0.2	0.3	0.4	0.6	0.3	0.2	0.4	0.4	0.3	0.0
群馬県	0.0	0.3	0.6	0.2	0.2	1.0	0.6	0.3	0.7	0.2	-0.5	0.8
埼玉県	0.0	0.6	0.6	0.3	0.4	0.9	0.6	0.3	0.6	-0.1	1.0	0.3
千葉県	-0.2	0.4	0.6	0.4	0.3	0.7	0.5	0.4	0.6	0.4	0.5	0.2
東京都	0.0	0.3	0.6	0.4	0.3	1.1	0.1	0.4	0.6	0.4	0.5	0.4
神奈川県	0.2	0.4	0.7	0.4	0.3	0.9	0.5	0.4	0.7	0.5	0.6	0.4
新潟県	-0.1	0.3	0.5	0.3	0.1	1.0	0.4	0.3	0.5	0.1	0.3	0.2
富山県	0.1	0.4	0.2	0.6	0.1	0.8	0.6	0.5	0.5	0.4	0.1	0.1
石川県	0.0	0.3	0.6	0.4	0.3	0.5	0.3	0.4	0.5	1.2	-0.7	0.0
福井県	0.1	0.1	0.5	0.5	0.4	0.7	0.8	0.3	0.4	0.3	0.3	0.0
山梨県	-0.1	0.2	0.5	0.4	0.4	0.7	0.4	0.1	0.4	0.5	0.1	0.2
長野県	-0.3	0.4	0.6	0.7	-0.2	1.1	0.2	0.3	0.5	0.3	0.4	0.2
岐阜県	-0.1	0.4	0.6	0.4	0.3	0.6	0.5	0.4	0.6	0.3	0.3	-0.5
静岡県	-0.2	0.3	0.5	0.3	0.3	0.8	0.5	0.4	0.4	0.3	0.5	0.2
愛知県	-0.1	0.3	0.7	0.4	0.3	0.8	0.5	0.2	0.8	0.4	0.5	0.2
三重県	0.0	0.2	0.5	0.4	0.4	0.7	0.2	0.0	0.3	0.0	0.2	0.2
滋賀県	0.1	0.2	0.4	0.5	0.6	0.3	0.6	0.7	0.4	0.3	0.5	0.3
京都府	0.1	0.4	0.2	0.5	0.5	0.8	0.7	0.4	0.6	0.4	0.3	0.2
大阪府	0.0	0.3	0.5	0.5	0.4	0.6	0.8	0.3	0.6	0.4	0.5	0.1
兵庫県	0.1	0.4	0.7	0.5	0.4	0.7	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.2
奈良県	-0.2	0.4	0.6	0.5	0.2	0.8	0.6	0.5	0.0	0.8	0.3	0.1
和歌山県	0.0	0.4	0.2	0.4	0.2	0.6	0.3	0.6	0.3	0.6	0.2	0.3
鳥取県	-0.2	-0.1	0.4	-0.2	0.2	1.0	0.5	0.4	0.9	-0.1	0.1	0.0
島根県	-0.4	0.4	0.3	0.7	0.0	0.5	0.6	0.2	0.6	0.2	0.4	0.1
岡山県	0.0	0.2	0.5	0.6	0.2	0.6	0.7	0.2	0.4	0.4	0.3	0.2
広島県	0.0	0.3	0.3	0.4	0.3	0.7	0.6	0.2	0.6	0.3	0.3	0.0
山口県	0.1	0.4	0.5	0.7	0.2	0.6	0.4	0.2	0.3	0.1	0.4	0.1
徳島県	-0.2	0.0	0.0	-0.1	0.8	0.7	0.2	0.2	0.4	0.1	0.1	-0.1
香川県	-0.5	0.4	0.6	0.6	0.2	0.6	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.3
愛媛県	0.0	0.2	0.5	0.2	0.3	0.5	0.4	0.4	0.5	0.2	0.3	0.1
高知県	-0.1	0.1	0.6	0.3	-0.2	0.6	0.5	0.3	0.5	0.2	0.5	0.2
福岡県	-0.2	0.3	0.6	0.3	0.3	0.6	0.7	0.2	0.5	0.3	0.4	0.2
佐賀県	-0.1	0.2	1.2	0.5	0.3	0.8	0.3	0.4	0.6	0.3	0.4	0.1
長崎県	0.1	0.0	0.5	0.6	0.0	0.6	0.5	-10.6	12.5	0.0	0.5	0.1
熊本県	-0.1	0.3	0.6	0.5	0.4	0.6	0.6	0.3	0.6	0.3	0.5	0.1
大分県	-0.1	0.1	0.5	0.4	0.3	0.6	0.4	0.4	0.2	0.2	0.4	0.1
宮崎県	-0.4	0.2	0.7	-0.1	0.2	0.7	0.5	0.3	0.7	0.0	0.6	0.0
鹿児島県	-0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.7	0.2	0.5	0.1	0.2	0.3	0.2
沖縄県	0.0	0.1	0.7	0.3	0.3	1.1	0.7	0.3	0.4	0.3	0.6	0.3
全国平均	0.0	0.2	0.4	0.3	0.3	0.8	0.5	0.2	0.7	0.4	0.4	0.2

<別表3> 都道府県別の受給者の対前月比(%)

平成23年(2011年)

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	-5.1	0.6	-0.8	0.6	0.8	0.5	0.9	0.5	0.7	0.2	0.7	0.6
青森県	-3.0	0.2	-0.2	-0.8	0.6	0.8	0.4	1.2	0.2	-0.1	0.4	0.3
岩手県	-2.1	-2.8	-1.0	-0.3	-9.7	9.8	1.8	0.3	0.4	1.4	2.3	1.0
宮城県	-1.8	0.2	-1.2	0.2	-21.5	17.4	-1.3	3.3	1.9	3.6	2.3	1.3
秋田県	-4.0	-1.3	0.2	0.2	0.8	0.4	1.7	0.3	0.8	0.2	0.4	0.5
山形県	-2.7	-0.5	-1.2	0.4	-0.3	1.6	0.2	0.8	-0.1	0.5	0.6	0.8
福島県	-1.1	-2.7	-2.2	-1.0	-7.4	3.5	5.4	1.7	0.9	1.0	0.8	1.9
茨城県	-4.7	0.2	-0.6	-0.3	0.4	0.3	1.4	0.9	0.4	0.5	0.8	0.8
栃木県	-4.1	0.4	-0.5	0.2	0.3	1.4	0.3	-0.3	1.3	0.0	1.1	0.2
群馬県	-4.5	-0.3	-0.3	-0.3	1.3	0.1	0.8	1.2	0.2	0.2	0.0	1.8
埼玉県	-5.1	0.4	-0.3	0.1	0.8	0.5	1.3	1.1	0.7	-1.0	0.9	1.0
千葉県	-5.9	0.6	-0.7	0.1	1.0	0.4	1.2	0.6	0.7	0.5	0.9	0.9
東京都	-5.9	0.3	-0.1	0.3	0.6	0.7	0.9	0.9	0.6	0.1	0.6	1.2
神奈川県	-6.0	0.7	-0.4	0.0	1.1	0.3	1.0	1.0	-12.7	0.2	15.4	1.5
新潟県	-4.7	0.5	-1.2	-0.4	1.5	0.3	1.0	1.3	0.0	0.2	0.2	1.3
富山県	-4.4	0.4	-1.2	0.2	1.1	0.7	0.4	0.9	0.5	0.2	0.4	1.0
石川県	-5.2	0.4	-0.7	-0.4	0.8	1.3	0.1	1.3	0.1	0.3	1.2	0.9
福井県	-4.1	0.2	-1.7	-0.6	2.2	0.6	-0.6	1.7	1.8	-0.6	0.5	0.9
山梨県	-3.8	0.3	-0.9	1.2	0.2	0.2	0.4	0.1	0.4	0.8	1.0	0.1
長野県	-4.7	0.0	-0.5	-0.9	1.6	1.3	0.6	0.8	0.5	0.1	0.6	0.7
岐阜県	-4.3	-0.3	-0.2	0.4	0.8	0.6	0.7	0.1	0.7	1.0	0.0	0.7
静岡県	-5.3	0.4	-0.5	0.4	0.5	1.1	0.4	0.5	0.3	0.2	0.5	1.5
愛知県	-5.9	0.2	-0.3	0.6	1.0	0.5	0.9	0.7	0.2	0.8	0.8	0.8
三重県	-4.9	0.2	0.2	-0.8	1.4	0.3	0.8	0.5	0.1	0.6	0.3	1.3
滋賀県	-4.4	0.6	-1.4	0.0	0.8	0.9	0.6	1.1	-0.6	0.4	1.1	1.0
京都府	-5.7	0.2	-0.5	0.1	1.0	0.9	0.4	0.7	0.4	1.0	0.5	1.1
大阪府	-6.2	0.5	-0.5	0.4	1.1	0.4	0.8	1.2	0.5	0.6	0.8	0.8
兵庫県	-6.1	0.4	-0.6	0.1	1.4	0.6	0.7	1.0	0.3	0.6	0.7	1.1
奈良県	-5.2	0.1	0.9	-1.3	1.3	0.0	1.2	1.0	-0.4	0.6	0.9	0.8
和歌山県	-3.9	0.4	-1.0	0.0	1.0	0.4	0.4	0.7	0.2	0.0	0.9	1.0
鳥取県	-3.3	-0.2	-1.6	-0.2	0.9	0.6	0.5	1.5	0.4	-0.2	0.9	0.7
島根県	-3.8	0.4	-2.2	0.4	1.1	0.6	0.9	0.2	1.1	-0.7	1.1	1.0
岡山県	-3.7	-0.1	-0.9	-0.5	1.8	0.1	0.8	0.9	0.2	0.3	0.4	1.0
広島県	-4.7	-0.1	-0.8	0.0	0.7	0.6	1.1	1.0	0.4	0.1	0.6	1.3
山口県	-4.5	-0.2	-0.8	0.1	1.8	0.4	0.9	1.0	0.1	0.2	0.8	0.5
徳島県	-3.2	-0.2	-1.4	0.5	0.9	0.3	-0.2	0.8	0.2	0.4	1.1	0.7
香川県	-4.5	0.3	-0.6	-0.1	1.4	0.4	0.0	1.1	0.5	0.3	0.4	1.0
愛媛県	-3.6	0.1	0.2	0.2	-0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	1.8	-1.1	0.6
高知県	-5.1	0.3	-0.9	-0.3	1.2	1.0	0.6	0.7	0.6	0.2	0.8	1.0
福岡県	-4.7	-0.1	-0.7	0.0	1.1	0.6	0.6	0.1	1.3	0.3	0.5	0.9
佐賀県	-5.5	-0.1	-0.8	-0.2	1.1	1.0	0.8	0.8	0.9	0.9	0.5	0.8
長崎県	-2.9	-0.4	-1.2	-0.1	1.0	0.5	0.5	0.6	0.2	-0.4	1.6	0.7
熊本県	-4.8	-0.3	-1.1	-0.9	2.0	1.0	0.8	0.9	0.3	0.6	0.8	0.9
大分県	-3.6	0.1	-0.5	-0.8	1.1	0.4	-0.8	2.5	2.1	-1.5	0.7	0.7
宮崎県	-5.2	0.3	-1.0	-0.4	1.2	0.5	0.7	1.0	1.1	0.2	0.7	0.9
鹿児島県	-3.4	0.3	-1.6	0.0	1.3	0.5	0.2	0.7	0.4	5.3	-4.6	1.0
沖縄県	-5.4	0.2	-0.5	0.5	0.7	0.3	0.8	1.9	-0.3	0.6	0.9	0.6
全国平均	-4.9	0.2	-0.6	0.0	0.3	1.0	0.8	0.9	-0.2	0.4	1.3	1.0

<別表4> 都道府県別の受給者1人当たりの費用額の対前月比(%)

平成23年(2011年)

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	1.4	-1.7	-6.3	9.8	-2.8	1.5	-1.4	1.4	1.6	-2.8	1.8	-2.5
青森県	1.8	-1.2	-5.8	5.6	-0.6	3.0	-1.8	2.3	-0.3	-1.8	2.0	-2.4
岩手県	1.5	-1.3	-5.5	2.1	-1.6	5.0	-1.0	2.6	0.3	-1.6	1.7	-2.1
宮城県	1.9	-1.6	-5.3	-5.0	-0.5	8.7	-0.1	2.3	0.2	-2.4	2.5	-2.9
秋田県	2.0	-0.7	-6.2	7.8	-2.4	2.3	-1.1	2.2	0.4	-1.8	2.1	-2.7
山形県	1.8	-1.4	-5.6	5.9	-0.8	2.4	-2.6	3.5	0.7	-2.6	2.0	-2.0
福島県	1.5	-1.5	-5.5	-4.3	4.5	3.5	-0.6	2.6	1.0	-1.8	1.3	-1.6
茨城県	2.1	-1.5	-5.8	4.2	1.7	1.9	-1.7	1.9	0.7	-2.5	2.0	-2.7
栃木県	1.7	-2.4	-5.1	6.5	-0.9	2.2	-1.7	2.9	0.6	-2.4	2.2	-2.4
群馬県	1.6	-2.0	-5.7	9.1	-2.8	1.8	-1.1	2.1	1.2	-3.1	1.9	-2.2
埼玉県	1.7	-2.1	-5.3	8.2	-1.8	1.0	-0.6	1.7	1.7	-3.0	1.5	-1.9
千葉県	1.7	-1.8	-5.4	7.7	-1.8	1.6	-0.6	1.3	0.9	-2.4	1.4	-2.0
東京都	1.5	-1.9	-5.3	8.0	-1.8	0.9	-0.2	1.4	1.5	-2.5	1.3	-2.0
神奈川県	0.9	-1.1	-6.0	8.4	-2.0	1.4	-1.3	2.6	1.3	-3.2	1.7	-1.8
新潟県	2.3	-1.8	-5.6	8.2	-2.5	2.2	-1.9	2.4	0.5	-2.1	1.8	-2.5
富山県	1.4	-1.8	-5.7	9.1	-2.8	1.4	-1.0	2.1	0.9	-2.4	1.4	-3.1
石川県	1.6	-1.5	-6.7	9.2	-2.2	1.0	-1.9	2.8	1.4	-2.7	1.0	-5.7
福井県	1.9	-2.0	-4.7	8.6	-3.3	1.7	-2.3	2.7	1.2	-2.6	1.8	-1.8
山梨県	0.9	-2.1	-5.2	8.7	-2.4	1.6	-0.6	2.0	0.7	-2.7	1.8	-1.6
長野県	1.7	-1.8	-5.2	8.4	-2.7	1.9	-1.2	2.2	0.4	-2.2	1.7	-2.0
岐阜県	1.1	-2.9	-4.3	9.1	-2.6	1.4	-0.5	1.9	0.5	-2.4	1.8	-2.0
静岡県	1.1	-2.0	-5.2	8.8	-2.7	1.7	-1.3	1.9	1.7	-3.7	2.3	-1.8
愛知県	2.2	-2.4	-4.9	9.0	-3.2	1.8	-0.8	1.4	1.6	-3.3	2.8	-1.9
三重県	1.2	-2.4	-4.8	9.1	-2.8	1.0	-0.3	1.6	1.3	-3.5	2.6	-1.7
滋賀県	0.3	-2.4	-3.3	8.5	-3.0	1.5	-0.2	1.6	1.8	-5.1	3.5	-1.3
京都府	2.1	-2.6	-4.8	8.8	-3.0	1.4	-0.4	1.4	1.3	-3.1	1.6	-1.5
大阪府	1.3	-2.6	-4.5	9.0	-2.8	1.2	-0.3	1.3	1.1	-2.4	1.6	-2.3
兵庫県	1.6	-2.3	-5.0	9.2	-2.9	1.6	-1.1	1.6	1.3	-2.9	2.3	-1.9
奈良県	1.5	-2.8	-5.1	8.6	-1.8	1.0	-1.1	1.9	1.4	-2.8	2.0	-2.9
和歌山県	0.9	-1.8	-5.4	9.0	-3.0	1.9	-0.5	1.4	1.1	-3.9	0.8	-0.4
鳥取県	1.9	-3.0	-3.9	7.9	-2.7	2.6	-2.1	1.6	2.5	-3.3	2.5	-2.7
島根県	1.5	-2.1	-4.9	8.9	-2.9	2.0	-1.1	1.7	-1.7	-0.1	1.3	-1.6
岡山県	1.6	-1.5	-5.4	9.1	-2.7	1.1	-0.4	2.0	0.8	-2.7	2.0	-2.2
広島県	1.7	-2.4	-4.8	8.8	-2.3	0.9	-0.3	1.4	0.5	-2.3	2.1	-2.4
山口県	1.4	-1.4	-5.8	8.8	-2.8	1.5	-1.3	1.9	0.8	-2.8	2.2	-2.4
徳島県	1.5	-1.3	-6.3	10.0	-3.2	1.9	-0.8	1.2	1.6	-4.0	3.0	-2.5
香川県	1.9	-1.9	-5.5	9.4	-3.7	2.4	-0.9	1.0	1.8	-3.6	3.0	-2.4
愛媛県	1.3	-2.3	-6.0	10.3	-2.9	2.0	-1.0	1.3	0.4	-2.2	2.3	-2.2
高知県	1.6	-1.7	-6.0	9.0	-2.5	1.3	-1.0	1.1	1.8	-3.6	2.4	-2.4
福岡県	1.9	-2.3	-5.2	9.0	-3.1	1.6	-1.4	2.0	0.6	-2.3	1.5	-2.0
佐賀県	1.4	-1.7	-5.9	8.6	-2.2	2.2	-1.3	1.6	0.7	-2.7	1.9	-2.1
長崎県	2.0	-2.0	-5.4	8.5	-2.6	1.4	-1.2	2.2	0.5	-2.3	1.5	-1.9
熊本県	1.8	-2.3	-4.7	8.6	-3.3	2.1	-1.4	1.5	1.3	-2.5	1.6	-2.2
大分県	1.7	-2.4	-4.5	8.4	-2.4	0.9	-0.6	1.2	1.6	-2.4	1.9	-2.5
宮崎県	1.7	-1.7	-5.3	9.2	-3.1	1.7	-1.3	0.6	1.4	-1.1	1.5	-2.6
鹿児島県	1.4	-1.5	-5.2	8.8	-2.9	1.6	-0.9	2.1	0.7	-2.6	2.3	-2.4
沖縄県	1.6	-3.1	-4.5	9.1	-2.7	1.3	-1.6	2.7	-1.6	0.1	1.5	-1.6
全国平均	1.6	-2.0	-5.3	7.9	-2.3	1.9	-1.1	1.9	0.9	-2.6	1.9	-2.2

<別表5> 都道府県別の介護給付費の対前月比(%)

平成23年(2011年)

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	-1.7	1.9	-2.0	-5.2	9.6	-2.3	2.7	-1.2	2.1	1.7	-2.5	2.2
青森県	-2.1	2.1	-0.9	-6.2	6.0	-0.1	4.3	-1.2	2.1	0.5	-1.9	2.4
岩手県	-1.0	-2.0	-1.5	-5.7	-6.3	8.1	7.3	-0.3	1.4	3.1	0.6	2.3
宮城県	-1.0	1.5	-2.7	-5.0	-20.5	21.3	3.6	2.9	4.9	5.0	0.0	2.3
秋田県	-1.2	1.6	-0.9	-6.0	8.0	-2.0	4.7	-2.0	2.6	1.0	-1.7	2.7
山形県	-1.9	1.1	-2.1	-5.6	6.4	0.8	3.2	-0.7	1.7	1.4	-1.8	1.6
福島県	-0.4	-2.6	-3.2	-5.7	-11.2	9.1	11.4	1.5	2.6	2.6	-1.7	3.1
茨城県	-1.4	2.0	-2.2	-5.4	4.2	1.8	3.7	-1.1	2.2	1.7	-2.0	2.4
栃木県	-2.5	3.1	-2.6	-5.6	7.4	0.0	2.8	-0.8	2.9	0.7	-2.5	3.8
群馬県	-1.6	1.1	-1.5	-5.6	9.3	-2.2	3.1	-0.5	1.9	1.8	-2.7	2.7
埼玉県	-1.1	1.8	-2.1	-5.1	8.6	-1.1	2.6	-0.4	2.2	1.5	-2.3	2.3
千葉県	-1.2	1.9	-2.0	-5.0	8.2	-1.2	2.5	0.4	1.5	1.8	-1.6	2.3
東京都	-1.2	1.5	-1.8	-4.9	8.6	-1.6	2.3	-0.3	1.8	1.6	-2.5	2.7
神奈川県	-1.4	2.4	-2.4	-4.9	8.8	-1.9	3.3	-0.6	1.8	1.8	-2.8	3.5
新潟県	-1.8	2.2	-2.1	-5.9	9.3	-2.5	3.4	-0.4	1.6	1.6	-2.4	2.3
富山県	-1.7	1.6	-2.8	-4.4	8.7	-2.0	2.1	-0.2	1.7	1.6	-2.4	1.1
石川県	-2.1	2.7	-2.7	-5.5	9.4	-1.9	1.6	-0.2	2.0	0.9	-2.0	1.7
福井県	-1.8	1.7	-2.7	-5.0	9.4	-1.9	2.3	-0.3	2.6	1.4	-2.7	1.7
山梨県	-1.4	0.9	-1.7	-5.8	9.5	-1.7	2.9	-0.8	2.1	1.9	-2.8	2.5
長野県	-1.1	1.3	-1.7	-5.4	9.6	-1.9	2.6	-0.5	1.8	1.2	-2.1	2.3
岐阜県	-1.8	0.5	-1.9	-3.9	8.1	-1.7	2.4	-0.6	1.6	2.7	-3.1	3.0
静岡県	-1.3	1.4	-2.5	-4.6	9.2	-2.2	2.6	-0.4	1.7	2.0	-2.9	2.9
愛知県	-0.5	0.2	-3.7	0.8	5.1	-0.6	1.3	0.7	1.5	0.0	-0.3	2.0
三重県	-1.7	1.8	-2.6	-5.3	10.4	-2.2	2.6	-0.6	1.0	2.2	-3.0	3.8
滋賀県	-1.5	0.4	-2.5	-4.2	9.8	-2.6	2.7	0.6	0.7	2.7	-2.8	2.3
京都府	-1.3	1.3	-2.9	-4.3	7.0	0.2	1.9	0.8	1.7	-1.0	0.1	0.6
大阪府	-1.3	1.3	-2.3	-4.2	9.3	-1.9	2.2	0.3	1.1	1.7	-2.0	2.6
兵庫県	-1.5	1.5	-2.4	-4.5	9.2	-2.1	2.2	-0.1	1.4	1.9	-2.5	2.6
奈良県	-1.8	1.3	-2.4	-4.5	9.3	-2.4	3.1	-1.1	2.1	0.8	-1.6	2.6
和歌山県	-1.2	1.3	-2.4	-4.7	9.2	-2.0	2.6	-0.3	1.0	1.3	-2.2	3.1
鳥取県	-0.8	1.7	-4.3	-3.0	7.7	-2.0	2.3	0.4	1.7	0.8	-1.9	2.7
島根県	-2.1	1.2	-2.8	-5.1	10.2	-2.4	2.9	-0.8	1.7	1.7	-2.4	2.4
岡山県	-1.6	1.1	-1.8	-5.3	10.1	-2.5	2.3	-0.1	1.8	1.4	-2.5	2.8
広島県	-1.8	1.4	-2.5	-4.6	9.0	-1.7	2.2	0.0	1.2	1.3	-2.1	2.4
山口県	-2.4	1.2	-1.6	-5.9	10.1	-1.6	2.1	-0.8	2.1	1.1	-1.7	2.0
徳島県	-2.1	2.5	-2.0	-5.9	10.1	-2.9	2.2	-0.2	0.8	2.0	-3.3	3.7
香川県	-1.7	1.2	-1.8	-5.1	9.6	-2.0	1.5	-0.2	1.2	2.2	-2.9	3.1
愛媛県	-0.8	0.9	-1.8	-5.2	8.9	-1.9	2.7	-0.5	1.5	1.6	-2.4	2.6
高知県	-2.6	1.6	-1.8	-5.9	9.8	-1.8	2.2	-0.9	1.4	2.3	-3.1	2.8
福岡県	-2.1	1.7	-2.7	-4.8	9.5	-2.2	2.0	-1.0	2.3	0.8	-1.9	2.4
佐賀県	-3.0	1.8	-2.1	-4.4	9.4	-1.6	1.5	-0.8	1.4	2.8	-2.8	2.1
長崎県	-1.9	1.2	-1.7	-5.0	9.0	-1.9	1.9	-0.3	2.0	0.2	-1.3	2.0
熊本県	-1.6	1.0	-2.0	-5.1	9.6	-1.5	1.9	-0.9	2.3	2.1	-2.0	2.1
大分県	-2.0	1.3	-1.9	-5.2	9.2	-1.6	1.3	0.2	3.0	0.5	-2.6	2.4
宮崎県	-0.9	0.6	-0.6	-5.9	10.0	-2.7	2.6	-0.6	2.1	1.5	-1.9	1.7
鹿児島県	-1.9	1.3	-1.8	-4.9	8.8	-2.0	2.7	-0.6	2.4	1.0	-2.1	2.9
沖縄県	-0.7	1.4	-2.4	-4.8	9.2	-1.9	2.1	-0.2	1.6	-0.7	0.3	2.3
全国平均	-1.5	1.4	-2.2	-4.7	7.7	-1.1	2.7	-0.3	1.8	1.5	-2.1	2.5